

令和4年5月17日

会員の皆様へ

事業復活支援金について

新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、就業機会が減るなどして、配分金収入が減少した個人事業主（会員）の方を支援することを目的した国の支援策についてお知らせします。支援策の内容につきましては、次のとおりとなります。

【支援策】

事業復活支援金（中小企業庁所管支援事業）

相談窓口：0120-789-140（IP電話専用 03-6834-7593）

※相談窓口の受付時間は、8時30分～19時00分（土日・祝日含む全日）

なお、当センターでは、事業復活支援金について、お答えすることができませんので、下記の関連ページをご覧ください。

関連ページ

▶ [事業復活支援金について \(https://jigyou-fukkatsu.go.jp\)](https://jigyou-fukkatsu.go.jp)